

議題 3

景観読本の 更新について

デジタルサイネージ
ガイドラインの追加

第62回都市景観委員会
R3.12.27 (Mon)

計画調整局 計画部
都市計画課（都市景観）



大阪中之島美術館

景観読本の更新（デジタルサイネージガイドライン作成）の背景

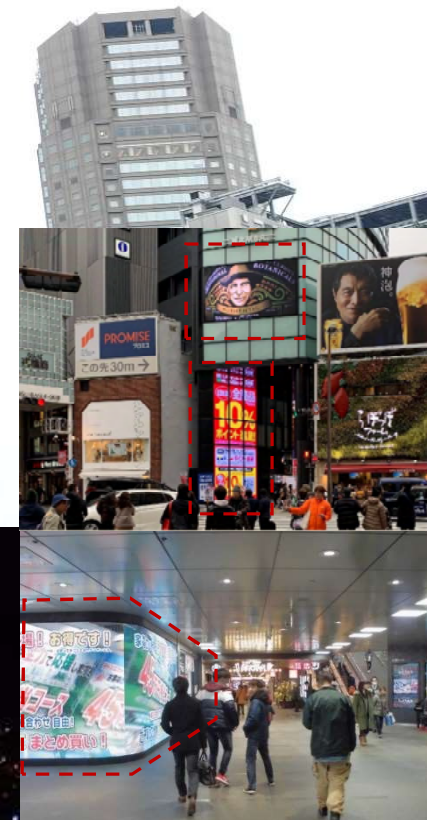
1 これまで

- 御堂筋・中之島等の重点届出区域では、建築物とともに屋外広告物の景観誘導*を実施しており、**デジタルサイネージについては、夜間景観を含めた景観形成上影響が大きいことから、重点届出区域内での掲出を原則不可**
- 一方で、近年デジタルサイネージを活用した商用広告や緊急時の情報発信等のニーズが増加

景観形成上影響が大きい
デジタルサイネージ

* 主な屋外広告物基準

- 建築物の形態意匠との調和
- 表示内容（氏名、名称等）
- 広告意匠
（キャラクター不可）
- 表示面積
（壁面50㎡以下） 等



景観読本の更新（デジタルサイネージガイドライン作成）の背景

1 これまで

- こうした状況に対応するため、本市ではデジタルサイネージ等取扱要綱を定め、重点届出区域内の一部のモデル区間において、景観面での一定のコントロールのもと都市景観委員会に諮りながら個別協議により誘導

モデル区間の設置事例



大阪駅御堂筋グランドビジョン



阪急梅田エントランスビジョン

一部のモデル区間において個別協議により

誘導

景観読本の更新（デジタルサイネージガイドライン作成）の背景

2 現状

- モデル区間におけるこれまでの実績や事業者の意見を踏まえ、**重点届出区域**（国道2号線を除く）における**デジタルサイネージ等取扱要綱を改正**（令和3年4月1日）



重点届出区域（国道2号線を除く）を対象に景観面に配慮し、**一定の基準を満たすものについては、掲出を可**

- 景観読本（第Ⅱ章屋外広告物関連）の中で、定量的な基準等の解説を**部分的に追加**

▶ 現在の景観読本の部分的な解説

Ⅱ 屋外広告物の景観形成

（略）



4 デジタルサイネージの取扱いについて

- （1）対象となるデジタルサイネージ
- （2）協議対象地区
- （3）協議等手続のフロー
- （4）設置基準 一覧
- （5）低層部における設置基準の解説
↳ **一部の基準について解説**
- （6）中層部への設置の前提となる地域独自の基準の策定について
- （7）建築物低層部への設置者による内部取扱規定の策定について



景観読本の更新（デジタルサイネージガイドライン作成）の背景

3 今後

- 本市の基本的な考え方を公表し協議手続きを円滑に進めるため、現在の景観読本の部分的な解説を充実させ、新たに規定したデジタルサイネージ設置に関する誘導方針や基準について、網羅的に解説（景観読本を更新）することが必要

具体的な
対応

デジタルサイネージガイドラインの作成・公表

- 景観読本の第Ⅱ章（屋外広告物関連）から抽出し、独立した章「第Ⅶ章デジタルサイネージガイドライン」として再構成する
- イラストや図を用いた解説や基準に準拠した良好な事例をハード・ソフトの両面から取りまとめる



協議・手続きの 円滑化